

【別紙】

博士前期課程の科目等履修生

1. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者、もしくは 2023 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者とします。

- ①大学を卒業した者
- ②大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ③外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって出願資格⑤の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑧文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- ⑨大学に 3 年以上在学し、または外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ⑩本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 22 歳に達する者
- ⑪大学院の博士前期（修士）課程を修了している者は、高度実践コースの演習科目や実習科目を選択できる ※必ず事前に看護学事務課まで問い合わせること

※出願資格⑨⑩のいずれかによる場合は、出願資格審査を受けてください。

2. 出願資格審査（該当者のみ）

出願資格審査を申請するには、実務経験 3 年以上ならびに以下の項目のうち 1 項目以上の実績があること。

- ・学会発表（院内発表含む）
- ・現任教育

- ・社会活動（所属機関での委員会活動等）
- ・看護基礎教育機関における実績

(1)提出書類

出願資格⑨⑩のいずれかによる場合は、下記の出願書類を提出し、出願資格の審査を受けてください。

短期大学、各種学校等を卒業後、看護学関係の教育・研究機関または医療機関に勤務している場合には、出願資格審査が必要です。

- ① 入学願書（様式 1）
- ② 志望理由書（様式 3）
- ③ 研究業績調書（様式 5）
- ④ 卒業（見込）証明書（原本）
- ⑤ 成績証明書（原本）

(2)申請書類送付先

〒569-0095 大阪府高槻市八丁西町 7 番 6 号

大阪医科薬科大学大学院看護学研究科 出願資格審査（修士）担当

博士後期課程の科目等履修生

1. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者、もしくは2023年3月31日までに該当する見込みの者とします。

- ①修士の学位又は専門職学位を有する者または修了見込みの者
- ②外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥外国の学校、出願資格⑤の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑦文部科学大臣の指定した者（平成元年9月1日文部省告示第118号）
- ⑧本研究科において、個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達するもの

※出願資格⑥⑦⑧のいずれかによる場合は、出願資格審査を受けてください。

2. 出願資格審査（該当者のみ）

出願資格審査を申請するには、実務経験3年以上ならびに以下の項目のうち1項目以上の実績があること。

- ・学会発表（院内発表含む）
- ・現任教育
- ・社会活動（所属機関での委員会活動等）
- ・看護基礎教育機関における実績

(1)提出書類

出願資格⑥⑦⑧のいずれかによる場合は、下記の出願書類を提出し、出願資格の審査を受けてください。

短期大学、各種学校等を卒業後、看護学関係の教育・研究機関または医療機関に勤務している場合には、出願資格審査が必要です。

- ①入学願書（様式1）
- ②志望理由書（様式3）
- ③研究業績調書（様式5）
- ④卒業（見込）証明書
- ⑤成績証明書（原本）

(2)申請書類送付先

〒569-0095 大阪府高槻市八丁西町7番6号

大阪医科薬科大学大学院看護学研究科 出願資格審査（博士）担当